

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

すべての町民が一個人として尊重され、支援の受け手や支え手という関係を超えて、ともに暮らし、ともに支えあうことでお互いの尊さへの認識を深め、ともに喜びを感じて生きていける「地域共生社会」の実現をめざすことや、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を無くし、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを地域のみんなの力で進めることは、とても重要になります。

「大淀町第3次障がい者基本計画」においては、「大淀町第2次障がい者基本計画」の基本理念である『ともに生きる おもいやりのまちづくり』という考え方を発展的に継承し、めざすべき基本理念を次のように設定します。

<基本理念>

ともに支えあい生きる おもいやりと安心のまちづくり

2 計画の基本目標

めざすべき基本理念を実現するための4つの基本目標を、次のように設定します。

基本目標1 とともに理解し、地域で交流できるまちづくり

障がいのある人が分け隔てられることなく、互いに人格と個性を尊重しあい、誰もが暮らしやすい地域共生社会を築いていくために、様々な障がいの特性や、障がいのある人への理解を進めます。

障がいのある人を地域で支えあい、助けあうことができる交流の機会の促進に取り組みます。

障がいを理由とする差別の解消を進めるため、関係機関・団体等と連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた周知・啓発活動を展開し、障がいのある人に対する差別解消の実効性ある取組を行います。

基本目標2 暮らしやすいまちづくり

障がいのある人が、自由に社会活動に参画できるよう、建物や道路等だけでなく情報の伝達や移動手段の充実に取り組み、快適に暮らせるまちづくりをめざします。

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人とその家族の多様なニーズに応じたサービスの充実を図ります。

障がいのある人が自主的にスポーツを行うことができるよう、障がいの特性や程度に応じた配慮を行いつつ、障がい者スポーツの推進を図るとともに、文化・芸術活動等を通じて共に活動し、交流する仲間づくりを進めるとともに、様々な余暇活動を楽しむことができるよう、機会の充実や参加のための支援に努めます。

障がいのある人が、一人ひとりの適性や能力に応じて就労できるよう、雇用・就労の支援に取り組み、経済的自立の実現をめざします。

基本目標3 情報にアクセスしやすいまちづくり

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、情報提供・相談支援など、障がいのある人とその家族のニーズに応じたサービスの充実を図ります。

障がいのある人が必要とする情報に円滑にアクセスすることができるよう、また障がいのある人が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図ります。

基本目標 4 安心・安全なまちづくり

障がいの有無にかかわらず、地域や学校で共に質の高い教育を受けることができる環境の整備・充実を図るとともに、障がいに対する理解を深める取組を推進します。さらに、学校と福祉や保健、医療等の関係機関が連携を図りながら、障がいのある子どもの可能性を伸ばし、持てる力を十分発揮できるよう、早期療育の充実に努めるとともに、学校教育においては、一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な支援の充実を図ることで、障がいのある人もない人も、地域の一員として、共に豊かな生活を送ることができる共生社会の実現を図ります。

障がいのある人が、地域の一員として健康でこころ健やかに暮らすことができるよう、地域での支援の充実を図ります。

障がいの原因となる疾病の予防、障がいを早期に発見・対応できるよう、生活習慣予防の健康教育や健康相談など、保健事業の充実を図ります。

障がいのある人が安心して受診できる医療体制の充実に努めるとともに、関係機関との連携をとりながら相談・指導の充実を図ります。

入院中の精神に障がいのある人の早期退院、地域移行を推進し、社会的入院の解消を推進します。また、障がいのある人が、身近な地域で医療やリハビリテーションを受けられるように、地域医療体制等との連携を図ります。

障がいのある人が地域社会において安全に安心して生活を送ることができるように、災害に強い地域づくりを推進しつつ、災害発生時には障がい特性に配慮した情報提供や避難支援を推進し、福祉避難所及び福祉避難スペースを含む避難所の確保に継続して取り組むとともに、福祉・医療サービスの提供体制の整備に向けた取組を推進します。

「障害者虐待防止法」の適正な運用を通じて虐待を防止するとともに、障がいのある人の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・問題解決等を実施する関係機関と連携を強化し、障がいのある人の権利擁護のための取組を着実に推進します。

また、障がいのある人が犯罪被害者等となった場合については、令和2年4月1日に施行された「大淀町犯罪被害者等支援条例」に基づき、被害の早期回復及び軽減を図るとともに、必要な支援を行います。その他、消費者被害については、消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

3 計画の施策体系

【基本理念】 ともに支えあい生きる おもいやりと安心のまちづくり

【基本目標】

【施策の方向】

